

第 8 8 期 事 業 の ご 報 告

平成28年 4 月 1日から
平成29年 3 月31日まで

株式会社 商工組合中央金庫

第88期事業のご報告目次

	頁
○第88期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	2
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	15
3. 社外役員に関する事項	17
4. 当金庫の株式に関する事項	19
5. 会計監査人に関する事項	20
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	21
7. 業務の適正を確保する体制	22
8. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要	25
9. 会計参与に関する事項	27
10. その他	27
○連結計算書類	34
1. 第88期末(平成29年3月31日現在)貸借対照表	34
2. 第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書	35
3. 第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	36
4. 個別注記表	38
5. 第88期末(平成29年3月31日現在)連結貸借対照表	47
6. 第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書	48
7. 第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	49
8. 連結注記表	50
○第88期附属明細書	64
○会計監査人監査報告書謄本	67
○監査役会監査報告書謄本	69

このたびは、危機対応業務の要件確認における不正行為（平成 28 年 11 月 22 日公表）につきまして、株主の皆さまやお客さまをはじめ、数多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

本事案が発生したことを受け、外部の専門家から構成された第三者委員会を平成 28 年 12 月 12 日に設置し、平成 29 年 4 月 25 日に調査結果及び提言等を第三者委員会から受領しました（「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会調査報告書を踏まえた対応について（平成 29 年 4 月 25 日公表）P. 28～参照）。さらに、平成 29 年 5 月 9 日付けで主務省から、株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく行政処分を受けました（平成 29 年 5 月 9 日公表）P. 32～参照）。

行政処分は、①調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定すること、②危機対応業務に係る業務運営の適切性を確保するため、適切な業務推進及び法令等遵守に取り組むための経営姿勢の明確化とマネジメント体制の整備・強化、組織全体での法令等遵守意識の醸成、不正リスクを踏まえた上での業務の適正性を確保するための業務フローの整備に直ちに取り組むこと、③危機対応業務の要件に該当しない案件について、他の貸付への振替等により取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかに手続きを行うとともに、株式会社日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の株式会社日本政策金融公庫への速やかな返還等の適切な対応を行うこと、④継続調査及び株式会社日本政策金融公庫への対応に係る作業工程並びに業務運営の適切性確保のための取組みに係る業務の改善計画を主務省宛提出し、直ちに実行する旨の内容となっております。

行政処分の理由は、①危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること、②池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する対応要領を作成・使用する等の不適切な対応を行っているなど、不適切な事務取扱等が行われていること、また、このような事態が発生した背景として、①危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を、営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、制度趣旨に沿った運用を徹底できず、経営と現場との間で認識のギャップが生じていたこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、②けん制部署である監査部やコンプライアンス統括室は、けん制機能が発揮できておらず、本部の管理態勢に問題があったこと、③不正行為に対するリスク認識が不十分であったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続きに不備があるなど、管理態勢が不十分であったことが認められたことです。

このため主務省から、当面直ちに必要な再発防止策を実施するとともに、調査未実施の危機対応貸付全体について外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにすることが必

要であること、特定された問題の所在や根本原因等を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化(問題等の原因となった役職員の責任の明確化を含む)等に関し、新たな行政対応を検討することが申し添えられております。

当金庫といたしましては、本事案について不正行為が長年に亘り多くの支店及び職員により行われており重大な問題であると認識しております。不正リスクへの認識が甘く、不正防止に係る手続きの不備など管理態勢が不十分であったこと、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、その機会を逸し、十分な再発防止策を講じられなかったこと等を要因として、多くの不正行為が行われていた事態を大変重く受け止めております。

当金庫は行政処分を厳粛に受け止め、この問題を根絶すべく、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して全容を解明し、問題の所在や根本原因を特定した上で、再発防止策の策定等、必要な対応にしっかりと取り組んでまいります。

調査を継続しており問題の所在や根本原因の特定には至っておりませんが、当面の対応として、第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、次のような取組みを行ってまいります。

外部の弁護士の関与の下、代表取締役社長直轄の改革本部を設置し、抜本的な再発防止策の策定・実施及び継続調査・顧客対応等を行ってまいります。組織体制について、厳格なコンプライアンス実施体制の構築と取締役会の関与の強化、リスク管理態勢について、不正リスクに主眼を置いた業務点検の実施や内部監査の強化等、意識改革として、経営と現場との間の企業理念の共有やコミュニケーション強化及びコンプライアンス意識向上のための研修の充実等を図ってまいります。

さらに、継続調査により問題の所在とその根本原因を特定し、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化等について取り組んでまいります。

原点に立ち返り、業務の改善計画を迅速・着実に実行していくことで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成 28 年度のわが国経済をみますと、年度前半は、海外経済の減速や金融市場の動揺を受け、景気回復の動きに停滞感がみられました。このような経済環境を受け、政府は、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の引き上げの延期と、大型経済対策である「未

来への投資を実現する経済対策」を決定しました。年度後半は、海外経済の持ち直しや消費者マインドの回復を受け、景気に持ち直しの動きがみられました。

個人消費は、雇用環境の改善を受けた所得の増加や消費者マインドの回復により、持ち直しの兆しがみられました。住宅投資は、住宅ローン金利の低位安定や貸家需要の高まり等を受け、高水準で推移しました。設備投資は、景気の先行きの不透明感から、一進一退の動きが続きました。公共投資は過年度と比べると低水準となりました。「未来への投資を実現する経済対策」を受けた補正予算は平成 28 年 10 月に成立し、平成 29 年度以降に本格的に執行されていくものとみられます。輸出は、海外経済の持ち直しや円安の進行を受け、年度後半には増加基調で推移しました。雇用情勢は、有効求人倍率や失業率の改善が続いたこともあり、所定内給与を中心に賃金にも上昇がみられました。消費者物価は、原油価格の動向による影響が大きく、年度当初から前年比で下落が続きましたが、年度後半には上昇に転じました。

中小企業についてみますと、当金庫の「中小企業月次景況観測」において、景況感は一進一退で推移しましたが、平成 29 年 3 月調査では、景況判断指数が景況感の好転・悪化の分岐点である 50 を 3 年ぶりに上回りました。一方、人手不足と回答した企業の割合は当該項目の調査開始以来の最高値を更新しており、労働需給の逼迫による人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、年度前半は、10 年国債の利回りがマイナス圏で推移するなど国内金利は低下傾向となりました。年度後半は、平成 28 年 9 月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入したことで、10 年国債の利回りは概ね 0 % 程度で推移しました。円の対ドル相場は、秋頃までは円高傾向で推移しましたが、米国大統領選挙後は、新政権の経済政策への期待や利上げ観測の高まり等を受け、円安傾向で推移しました。日経平均株価は、年度前半は横ばい圏内で推移していましたが、年度後半は海外株価の上昇や円安の進行を受け上昇しました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の成長に貢献する」という使命の実現に向け、セーフティネット機能の発揮に万全を期す等、組織をあげて最大限の対応を図ってまいりました。

セーフティネット機能の発揮につきましては、平成 28 年熊本地震をはじめとする突発的な自然災害や世界経済の減速等の外的要因による業績や資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務の実施を責務とされた指定金融機関として、その機能発揮に取り組みました。

成長支援につきましては、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用に他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と連携し、リスクマネーを供給しました。また、ものづくり補助金や中小企業等経営強化法をはじめとする各種情報の提供や、「成長・創業支援プログラム」による成長資金の供給等を通じ、お取引先の持続的成長を支援しました。平成 22 年 7 月に制度を開始した「成長・創業支援プログラム」の貸出件数は 3 万 3 千件、金額では 2 兆 1 千億円を超える実績となりました。加えて、政府による下請中小企業等対策に呼応し、下請中小企業等の取引条件改善に取り組む親事業者の資金繰りを支援するため、当金庫独自の貸付制度を創設しました。

再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関等と連携し、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては、新たな成長に向けた金融

取引の正常化の支援に取り組みました。

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応するとともに、停止条件付連帯保証の対象を拡充しました。

なお、平成 25 年 3 月末で「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）が終了しましたが、終了後も返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ、懇切・丁寧に対応しております。

資金調達基盤の拡充につきましては、お客さまの資産運用ニーズに対し、定期預金「マイハーベスト」の推進等により預金の受入れ強化を図りました。また、お客さまの一層の利便性向上に向けて、平成 28 年 10 月に長崎支店、平成 28 年 11 月に高松支店の建替えを実施し、平成 28 年 7 月に津支店、平成 29 年 2 月に札幌支店を移転する等、営業拠点の整備に取り組みました。

健全な経営基盤の構築につきましては、事務の集中化やシステム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

内部態勢整備につきましては、引き続き、お取引先の満足度が向上するよう努めました。また、I R 活動や对外広報を積極的に行ったほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、コミュニケーションの一層の向上に努めました。加えて、他の事業者との間の適正な競争関係を確保する観点から、中小企業金融に関係する方や学識経験者から構成される業務運営委員会を開催し、ご意見・ご助言等を業務運営に適切に反映しました。

当金庫は、昨年度、創立 80 周年を迎えました。株主の皆さまやお取引先をはじめとする地域の皆さまに感謝し、全国に跨る当金庫の店舗網を活かした地域製品の紹介や、文化施設への物品寄贈、催事のサポートなど、各営業拠点において地域の特色に着目した地域貢献に取り組みました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、定期預金等が減少した結果、期末残高は前期末比 557 億円減少し、5 兆 1,090 億円となりました。

（債券）

債券は、募集債、売出債がともに減少した結果、期末残高は前期末比 727 億円減少し、4 兆 7,441 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、セーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比 1,827 億円減少し、9 兆 3,568 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 60 億円減少し、204 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 69 億円減少し、109 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,603 億円減少し、1 兆 5,431 億円となりました。

(総資産)

総資産は、期末残高は前期末比 2,713 億円増加し、12 兆 7,788 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 8,625 億円減少し、23 兆 2,219 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が増加した結果、前期比 608 百万ドル増加し、7,565 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から前期比 100 億円減少し、1,602 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用が減少したこと等から前期比 256 億円減少し、1,110 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 156 億円増加し、491 億円となり、当期純利益は前期比 197 億円増加し、313 億円となりました。

[対処すべき課題]

このたびの危機対応業務の要件確認における不正行為につきましては、株主の皆さまやお客さまをはじめ、数多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫は本件を最優先すべき事項として対応し、調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにしてまいります。第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化を図り、皆さまからの信頼回復に努めていく所存です。

足下の景気は、設備投資が一進一退であるものの、海外経済の回復や雇用環境の改善を受け、持ち直しの動きがみられます。中小企業の景況感は、概ね横ばいの動きとなっておりますが、原油価格の上昇や人手不足の影響等により、今後のコスト上昇への懸念が高まっています。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニーズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであります。

日本銀行による金融緩和により、金融機関を取り巻く経営環境は変化しておりますが、顧客第一主義の業務運営を徹底・実践することを通じて、引き続き皆さまから信頼され、

選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談者の事情に十分配慮しつつ対応してまいります。また、危機対応業務の実施を責務とする指定金融機関として、このたびの危機対応業務の要件確認における不正行為に関する第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえて、迅速・適切に対応し、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限取り組んでまいります。成長支援につきましては、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用にも他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と連携し、リスクマネーを供給してまいります。生産性向上を目的とした設備投資、集約化等の事業再構築、人手不足への対応等に関するニーズの高まりが見込まれる中、「適時適切な成長資金の供給」、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援につきましては、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充、一層の経営合理化に取り組むことによる健全な経営基盤等の構築により、当金庫の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
預	金	48,574	50,191	51,648	51,090		
	定期性預金	29,938	31,405	32,782	32,217		
	その他	18,635	18,785	18,865	18,873		
債	券	48,252	48,335	48,168	47,441		
貸	出	金	94,884	95,031	95,395	93,568	
	融資対象団体等向け	92,760	92,869	93,267	91,556		
	融資対象団体等向け以外	2,123	2,162	2,127	2,011		
特定取引資産 (トレーディング資産)		246	234	265	204		
特定取引負債 (トレーディング負債)		151	142	178	109		
有	価	証	券	19,711	19,314	17,035	15,431
	国	債	16,128	15,525	12,480	9,213	
	そ	の	他	3,582	3,788	4,554	6,217
総		資	産	124,596	125,655	125,074	127,788

内 国 為 替 取 扱 高	233,339	240,720	240,845	232,219
外 国 為 替 取 扱 高	7,651 百万ドル	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル	7,565 百万ドル
経 常 利 益	26,777 百万円	36,037 百万円	33,525 百万円	49,199 百万円
当 期 純 利 益	12,519 百万円	15,600 百万円	11,567 百万円	31,318 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	5 円 75 銭	7 円 16 銭	5 円 31 銭	14 円 38 銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経 常 収 益	2,196	2,129	2,044	1,953
経 常 利 益	274	381	349	508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	128	168	124	324
純 資 産 額	8,845	9,022	9,038	9,353
総 資 産	125,241	126,338	125,704	128,450

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,886 人	3,924 人
平 均 年 齢	39 年 9 月	40 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 0 月	17 年 5 月
平 均 給 与 月 額	473 千円	477 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	32 (3)	32 (3)
東 海 地 区	10 (1)	10 (1)
北 陸 地 区	4 (—)	4 (—)
近 畿 地 区	14 (—)	14 (—)
中 国 地 区	10 (1)	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)	12 (1)
国 内 計	100 (8)	100 (8)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (8)	101 (8)

注 1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所
該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1	北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5	空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合

6	十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目 18・20 番地	信用協同組合
7	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目 2 番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川 207 番 1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目 9 番 3 号	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町 7 番 8 号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町 11 番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町 4 番 5 号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町 1 番 8 号	信用協同組合
14	山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目 3 番 3 号	信用協同組合
15	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島 687 番地	信用協同組合
16	福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町 7 番 7 号	信用協同組合
17	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町 2 番地の 5	信用協同組合
18	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町 69 番地	信用協同組合
19	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目 1 番 30 号	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目 3 番 12 号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目 13 番地 1	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町 6 番 9 号	信用協同組合
23	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目 17 番 3 号	信用協同組合
24	群馬県信用組合	群馬県安中市原市 668 番地 6	信用協同組合
25	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町 125 番地	信用協同組合
26	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目 57 番地	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉 44 番地 16	信用協同組合
28	房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目 10 番地 5	信用協同組合
29	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町 1 番地の 19	信用協同組合
30	君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目 3 番地	信用協同組合
31	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目 6 番地の 1	信用協同組合
32	東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目 10 番 2 号	信用協同組合
33	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目 101 番地	信用協同組合
34	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目 2 番 18 号	信用協同組合
35	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目 5 番 3 号	信用協同組合
36	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目 6 番 8 号	信用協同組合
37	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目 12 番 2 号	信用協同組合
38	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目 5 番 4 号	信用協同組合
39	共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目 7 番 2 号	信用協同組合
40	七島信用組合	東京都大島町元町四丁目 1 番 3 号	信用協同組合

41	大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44	横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
45	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177番地	信用協同組合
47	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
48	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50	さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
51	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
53	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
54	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
56	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
57	富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
58	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
59	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
60	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
61	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
62	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
63	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
64	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
65	飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
66	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
67	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
68	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
69	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
70	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
71	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
72	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
73	島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
74	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
75	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫

76	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目 203 番地	信用金庫
77	富士信用金庫	静岡県富士市青島町 212 番地	信用金庫
78	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町 81 番 18 号	信用金庫
79	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
80	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目 5 番 1 号	信用協同組合
81	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目 9 番 4	信用協同組合
82	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
83	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
84	京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
85	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の 1	信用金庫
86	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 4 番 3 号	信用協同組合
87	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番 9 号	信用協同組合
88	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9 番 18 号	信用協同組合
89	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
90	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 3 番 5 号	信用協同組合
91	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
92	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目 4 番 17 号	信用協同組合
93	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目 3 番 17 号	信用協同組合
94	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
95	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目 5 番 1 号	信用金庫
96	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
97	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
98	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
99	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目 6 番 19 号	信用協同組合
100	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	信用協同組合
101	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
102	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
103	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
104	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
105	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
106	備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目 2 番 3 号	信用協同組合
107	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号	信用協同組合
108	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
109	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
110	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合

111	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
112	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
113	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地の 3	信用協同組合
114	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
115	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目 10 番 8 号	信用協同組合
116	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
117	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目 3 番 1 号	信用協同組合
118	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
119	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町 1 番 2 号	信用協同組合
120	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
121	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 9 番 12 号	信用協同組合
122	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町 3 番 18 号	信用協同組合
123	福江信用組合	長崎県五島市中央町 8 番地 15	信用協同組合
124	熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町 1 番 1 号	信用協同組合
125	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目 4 番 1 号	信用協同組合
126	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙 8241 番地 2	信用協同組合
127	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
128	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町 6 番 5 号	信用協同組合
129	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目 9 番 12 号	普通銀行
130	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目 10 番 1 号	信用金庫
131	株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号	普通銀行
132	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 8 番 4 号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,069
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
-----	-----

ホスト用磁気ディスク装置代替工事	468
高松支店建替え	423
津支店店舗移転	414
長崎支店建替え	362

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	設立 年月日	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	事務代行 業務	昭和 37 年 9 月 8 日	90 百万円	100.00	—
株式会社商工 中金情報シス テム	東京都東村山 市美住町二丁 目 10 番 1	ソフトウ ェアの開 発、計算受 託業務	昭和 48 年 12 月 14 日	70 百万円	— (100.00)	—
商工サービス 株式会社	東京都中央区 京橋三丁目 3 番 2 号	福利厚生 業務	昭和 57 年 11 月 25 日	32 百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株 式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	不動産管 理業務	昭和 47 年 6 月 22 日	35 百万円	100.00	—
株式会社商工 中金経済研究 所	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	情報サー ビス、コン サルティ ング業務	昭和 49 年 12 月 10 日	80 百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リー ス株式会社	東京都台東区 上野一丁目 10 番 12 号	リース業 務	昭和 57 年 10 月 8 日	1,000 百万円	100.00	—
商工中金カー ド株式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	クレジッ トカード 業務	平成 3 年 1 月 22 日	70 百万円	100.00	—

注 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の () 内は、子会社等が有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成29年3月31日現在、463の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、香港上海銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安達 健祐	取締役社長（代表取締役）	—	—
稲垣 光隆	取締役副社長（代表取締役）	—	—
菊地 慶幸	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
門田 光司	取締役常務執行役員 総務部、危機対応業務管理室	—	—
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、主計室、管理部、 与信統括部	—	—
小野口 勇雄	取締役常務執行役員 市場営業部、国際部 ソリューション事業部	—	—
清水 紀男	取締役常務執行役員 調査部、統合リスク管理部	—	—
長谷川 裕二	取締役常務執行役員 組織金融部、業務推進部	—	—
岡村 正	取締役（社外取締役）	日本商工会議所名誉会頭 東京商工会議所名誉会頭 株式会社インターネットイニシ アティブ社外取締役	—
小島 順彦	取締役（社外取締役）	—	—
清水 謙之	常勤監査役	—	—
亀水 晋	常勤監査役（社外監査役）	—	—
加藤 隆一	監査役	—	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
補欠監査役 末吉 亙
3. 取締役安達健祐氏は、平成28年6月28日付で旭化成株式会社社外取締役を退任しております。
4. 社外取締役岡村正氏は、平成28年6月24日付で株式会社 IHI 社外取締役を退任しております。
5. 社外取締役小島順彦氏は、平成28年6月23日付で三菱重工業株式会社社外取締役を、平成28年6月24日付で三菱商事株式会社取締役を、平成28年6月29日付で武田薬品工業株式会社社外取締役を、それぞれ退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	13人	191 (うち報酬以外の金額23)
監査役	7人	52 (うち報酬以外の金額2)
計	20人	244 (うち報酬以外の金額26)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額200万円以内、監査役については月額500万円以内です。
3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額190万円及び役員退職慰労金300万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額200万円及び役員退職慰労金0万円を含めております。
4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成28年6月23日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名が含まれております。
5. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,989,003円	(1,229,000円)
取締役副社長	1,812,598円	(1,120,000円)

専務取締役	1,668,561 円	(1,031,000 円)
取締役常務執行役員	1,526,143 円	(943,000 円)
常勤監査役	1,450,078 円	(896,000 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月23日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役3名に対し計62百万円及び監査役2名に対し計4百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額62百万円が含まれております。)

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡村 正	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
小島 順彦	
本橋 美智子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
岡村 正	日本商工会議所 名誉会頭
	東京商工会議所 名誉会頭
	株式会社インターネッ トイニシアティブ 社外取締役
	株式会社IHI 社外取締役(平成28年6月24日退任)
小島 順彦	三菱商事株式会社 取締役(平成28年6月24日退任)
	三菱重工業株式会社 社外取締役(平成28年6月23日退任)
	武田薬品工業株式会社 社外取締役(平成28年6月29日退任)

亀水 晋	該当ございません。
本橋 美智子	本橋総合法律事務所 弁護士

- 注 1. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。
2. 当金庫と株式会社 I H I、株式会社インターネットイニシアティブとの間に特別な関係はありません。
3. 当金庫と三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社及び武田薬品工業株式会社との間に特別な関係はありません。
4. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
岡村 正	12 ヶ月 (通算5年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	12 ヶ月 (通算3年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 11 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
亀水 晋	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会 11 回すべてに出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 10 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
本橋 美智子	12 ヶ月 (通算2年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 18 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

- 注 1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当金庫定款第 26 条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を 2 回行っております。
3. 事業の経過及び成果等に記載のとおり、危機対応業務の要件確認における不正行為が判明しております。社外取締役及び社外監査役の各氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令等遵守の観点から発言を行っ

ており、当該事実判明後も、当該事実の徹底した調査、速やかな情報開示、原因究明、再発防止について意見表明を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	33 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	25,402名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085千株	0.37
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087千株	0.27
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	5,980千株	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300千株	0.24
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810千株	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662千株	0.21
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626千株	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223千株	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772千株	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,076千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000 千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	692,056 千株	31.79%
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	626,021 千株	28.76%
事 業 協 同 小 組 合	0 千株	0.00%
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	63,771 千株	2.93%
企 業 組 合	2,263 千株	0.10%
協 業 組 合	6,851 千株	0.31%
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,389 千株	1.12%
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,815 千株	0.08%
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,877 千株	0.17%
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	593 千株	0.02%
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368 千株	0.15%
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4 千株	0.00%
市 街 地 再 開 発 組 合	-	-
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	425,544 千株	19.55%
そ の 他	1,952 千株	0.08%

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,076 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	123	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、および他社の情報を収集し、当年度の報酬について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」

		<p>②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外支店設立に関するアドバイザー・サービス業務 ・全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務等
--	--	---

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 131 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
 - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

ニ. コンプライアンス統括室は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り役員及び経営会議に報告する。

ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。

4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

5. その他

イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口により内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口により内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫といたしましては、本事案について不正行為が長年に亘り多くの支店及び職員により行われており重大な問題であると認識しております。不正リスクへの認識が甘く、不正防止に係る手続きの不備など管理態勢が不十分であったこと、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、その機会を逸し、十分な再発防止策を講じられなかったこと等を要因として、多くの不正行為が行われていた事態を大変重く受け止めております。

調査を継続しており、問題の所在や根本原因の特定には至っておりませんが、当面の対応として、第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、当金庫は、外部弁護士も関与の上、代表取締役社長直轄の改革本部を設置し、抜本的な再発防止策の策定・実施及び継続調査・顧客対応等を適切に実施してまいります。組織体制の強化について、コンプライアンス及び内部監査に係る取締役会の関与強化を図るため、「コンプライアンス会議」「内部監査会議」を取締役会直下の代表取締役社長を議長とする「経営会議」に格上げし、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び内部監査体制の強化を図ってまいります。

さらに、継続調査により問題の所在とその根本原因を特定し、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化等に向けた組織体制の見直しについて取り組んでまいります。

上記の他、平成 28 年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。「コンプライアンス規程」に基づき、危機対応業務の要件確認における不正行為を踏まえた「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンス・ハンドブックを制定し、全役職員へ配布し組織全体に周知しております。
法令や内部規定に抵触する事案等が発生した場合は、速やかに取締役、常務執行役員及び監査役へ報告を行う体制を整備しており、また不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。
反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況
取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。危機対応

業務の要件確認における不正行為を踏まえ、オペレーショナルリスクにかかるRCSA（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の強化を織り込んだ、平成29年度のリスク管理プログラムを策定しております。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、その監査結果について、取締役会及び経営会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を15回開催したほか、会社法第370条及び当金庫定款第26条に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を2回行っております。

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成28年6月及び平成28年12月に開催しました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を経営企画部関連事業室とし、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。

統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を半期毎に取締役会及び経営会議に報告しております。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程において、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを代表者確認とし、代表者確認の基本的事項については「代表者確認基本通牒」を定めております。

「代表者確認基本通牒」に基づき、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築するとともに、「代表者確認に係る有効性評価基本通牒」に基づき、その体制を検証しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成28年4月から平成29年3月までの間に計4回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。平成29年3月には内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を開催いたしました。

9 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

10 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。

平成 29 年 4 月 25 日
商 工 中 金

「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する 第三者委員会調査報告書を踏まえた対応について

当金庫は、平成 28 年 11 月 22 日付「危機対応業務における不適切な手続による貸付について」にて、危機対応業務において不適切な貸付が行われたことを、平成 29 年 1 月 6 日付の続報にて、同時点で判明している状況を、ご報告いたしました。本件につきましては、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、平成 28 年 12 月 12 日、國廣正弁護士を委員長とする第三者委員会を設置し、調査及び発生原因の究明と再発防止策の提言を依頼するとともに、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、第三者委員会から「調査報告書」を受領し、監督官庁に対して法令に基づく報告を行い、経済産業大臣及び財務大臣から危機対応業務の要件に該当しない案件についての適切な対応、再発防止策の適切な実施及び調査の引き続きの実施について指示を受けました。

調査結果の概要、本事案に対する当金庫の認識、関係者の処分、調査結果を踏まえた取組み等については以下の通りでございます。

この度の問題に関しまして、お取引先の皆様その他多くのステークホルダーの皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。当金庫は、報告書のご指摘を真摯に受け止め、ステークホルダーの皆様及び社会からの信頼を回復すべく、全社一丸となって再発防止等に取り組んでまいります。

記

1. 概要

危機対応業務を行うにあたっては、お客様が危機対応業務の貸付対象となる要件である「危機の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している」ことなどを、お客様から提出された試算表等に基づき確認をいたしますが、一部の職員がその試算表等の数値・日付の入替え、変更等の改ざんを行ったもの（以下「不正行為」という）です。

不正行為により、危機対応業務の要件に該当しないものを該当したものとしていた場合には、損害担保や利子補給等の国の制度の対象とならないこととなります。

2. 第三者委員会による調査結果及び当金庫による要件該当確認結果

第三者委員会による調査の結果、不正行為が判明した口座、及び試算表等の真正性が確認できず不正行為の疑義を払拭できなかった口座は、次表の通りです。詳細については、第三者委員会の調査報告書をご参照下さい。

【第三者委員会調査結果】

	不正行為が判明した 口座	不正行為の疑義を払拭 できなかった口座
支店数(※1)	35 支店	23 支店(※2)
人数	99 名	
口座数	760 件	141 件
(当金庫による補足数値)		
貸出元高	41,386 百万円	6,682 百万円
貸出残高 (H29 年 2 月末時点)	15,672 百万円	1,949 百万円

(※1) 同一人が人事異動により複数の支店で不正行為を行っている場合は、それぞれ計上。

(※2) 不正行為が判明した支店と重複あり、合計の支店数は 43 支店

平成 29 年 2 月末までに実行した危機対応業務口座 22.1 万件の内、2.8 万件(12.6%)の口座について不正行為の調査が行われました。その内 1 万件については、全体傾向の把握のための無作為抽出調査として調査が行われ、その中での不正行為の発生率は 0.56%となっております。

当金庫では、上記の口座に対し、お客様から正しい試算表等を再受領するなどして、危機対応業務の要件に該当しない口座の特定を行いました。その結果、下表の通り、157 百万円の既受領利子補給金及び 56 百万円の補償金等につき、日本政策金融公庫への返還を要することが判明いたしました。こうした事態となったことを、非常に重く受け止めております。

【当金庫による再確認の結果、危機対応業務の要件に該当しない口座】

	不正行為が判明した口 座	不正行為の疑義を払拭で きなかった口座
要件非該当口座数	348 件	75 件
貸出元高	19,824 百万円	3,619 百万円
貸出残高(H29 年 2 月末時点)	7,628 百万円	988 百万円
既受領利子補給額	131 百万円	26 百万円
既受領補償金額	—	56 百万円
ツーステップローン残高	145 百万円	—

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



3. 本事案に対する当金庫の認識

本事案が発生した原因について、当金庫といたしましては、以下の点が特に重要であると認識しております。

- ① 不正行為に対するリスク認識が甘かったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続きに不備があるなど、管理態勢が不十分であったこと
- ② 危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったことや、コンプライアンス意識が低下していたこと
- ③ 池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、当時のコンプライアンス統括室・監査部・組織金融部が内部調査を行う際に答えを誘導するペーパーを作成・使用するなどの不適切な対応を行った結果、問題事案が適切に把握されず、十分な再発防止策を講じられなかったことなど、本部の管理態勢に問題があったこと

4. 関係者の処分等

役員については、今回の事態に至ったことを重く受け止め、以下の通り役員報酬の一部を自主返納することとしました。

代表取締役社長 安達健祐	報酬月額の30%、2ヵ月
代表取締役副社長 稲垣光隆、菊地慶幸	
取締役常務執行役員 門田光司、佐藤昌昭、長谷川裕二	報酬月額の20%、同上

また、次の退任役員については、以下の相当額の返納を要請してまいります。

元代表取締役社長 関哲夫、杉山秀二	報酬月額の30%、2ヵ月
元代表取締役副社長 木村幸俊、森英雄	
元代表取締役専務 法師人稔、安倍保	報酬月額の10%、同上

なお、不正行為の行為者・関係者である職員については、当金庫の規定に基づき厳正に処分いたします。

5. 上記の調査結果を踏まえた取組み

第三者委員会による再発防止等の提言を踏まえ、外部の弁護士の関与の下、危機対応業務等に関し、代表取締役社長直轄の改革本部を本日設置することとしました。当該本部主導のもと以下の取組みを全社一丸となって行ってまいります。

(1) お取引先等への対応

- ・資料の改ざんが行われており、危機対応業務の要件に該当しない口座について、お客様に不利益を及ぼさないよう、他の貸付への振替等の手続きを行うとともに、日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払のあった利子補給金・補償

金の返還等の適切な対応を行います。

(2) 抜本的な再発防止策の策定・実施

- ・既に本年1月までに、当座の対策として、営業店における手続の見直し（お客様からの受領書類にお客様と管理職が押印）や、本部内に危機対応業務管理室を設置し、危機対応業務全件の事前及び事後のチェックを実施する体制としました。また、危機対応業務を業績評価の枠組みから除外しました。さらに、職員に対して本事案の発生を踏まえたコンプライアンス研修を実施しております。
- ・今般、第三者委員会の調査により、問題の原因究明及び再発防止策の提言がなされたことを踏まえ、ガバナンス体制の見直し・リスク管理態勢の更なる強化・組織全体の意識改革等、改めて抜本的な再発防止策を速やかに検討・公表の上、着実に実施してまいります。

(3) 継続調査の実施

- ・第三者委員会の調査により、鹿児島他特定店舗のみの問題ではなく、不正行為の拡がりが見られたことを踏まえ、利子補給金や補償金の返還等やお取引先への対応を適切に実施するため、調査未了の口座につき、外部の専門家も活用しながら継続調査を実施致します。
- ・調査の結果については、改めて公表してまいります。

平成 29 年 5 月 9 日
商 工 中 金

当金庫に対する行政処分について

当金庫は、本日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関し、株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条にもとづく行政処分を受けました。この度の問題に関しまして、お取引先の皆様その他多くのステークホルダーの皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は下記のとおりであります。当金庫といたしましては、今回の行政処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、調査を継続して全容を解明するとともに、業務の改善計画を策定の上、直ちに実行し、信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

記

○行政処分の内容

株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく命令

1. 調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定すること。
2. 危機対応業務に係る業務運営の適切性を確保するため、当面直ちに実施すべきものとして、以下に取り組むこと。
 - (1) 適切な業務推進及び法令等遵守に取り組むための経営姿勢の明確化とマネジメント体制の整備・強化
 - (2) 組織全体での法令等遵守意識の醸成
 - (3) 不正リスクを踏まえた上での業務の適正性を確保するための業務フローの整備
3. 危機対応業務の要件に該当しない案件について、他の貸付への振替等により取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかに手続を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の株式会社日本政策金融公庫への速やかな返還等の適切な対応を行うこと。
4. 上記 1. 及び 3. に係る作業工程並びに上記 2. に係る業務の改善計画を平成 29 年 6 月 9 日（金）までに提出し、直ちに実行すること。
5. 上記 4. の作業工程に係る進捗状況・実施内容については、作業終了までの間、毎月取りまとめ、翌月 20 日までに報告すること。

○行政処分の理由等

1. 商工中金からの経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第90条第1項第32号に基づく不祥事件等届出書並びに財務省及び経済産業省が株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第57条第1項に基づき商工中金に求めた報告によれば、危機対応業務において、以下のとおり不適切な事務取扱い等が行われていると認められること。
 - (1) 不適切な事務取扱い等
 - ①危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること。
 - ②池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する対応要領を作成・使用する等の不適切な対応を行っていること。
 - (2) 不適切な事務取扱い等の発生の背景として以下の点が挙げられる。
 - ①危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を、営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、制度趣旨に沿った運用を徹底できず、経営と現場との間で認識のギャップが生じていたこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと。
 - ②更にけん制部署である監査部やコンプライアンス統括室は、けん制機能が発揮できておらず、本部の管理態勢に問題があったこと。
 - ③不正行為に対するリスク認識が不十分であったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続に不備があるなど、管理態勢が不十分であったこと。
2. このため、当面直ちに必要な再発防止策を実施するとともに、調査未実施の危機対応貸付全体について外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにすることが必要であること。
3. なお、本命令により特定された問題の所在や根本原因等を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化（問題等の原因となった役職員の責任の明確化を含む）等に関し、新たな行政対応を検討することを申し添える。

以上

第88期末（平成29年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,722,751	預 金	5,109,032
現 金	23,829	当 座 預 金	540,470
預 け 金	1,698,922	普 通 預 金	1,202,935
コ ー ル ロ ー ン	57,723	通 知 預 金	34,976
買 入 金 銭 債 権	26,127	定 期 預 金	3,221,702
特 定 取 引 資 産	20,485	そ の 他 の 預 金	108,946
商 品 有 価 証 券	3,298	譲 渡 性 預 金	272,955
特 定 金 融 派 生 商 品	17,187	債 券	4,744,121
有 価 証 券	1,543,111	債 券 発 行 高	4,744,121
国 債	921,345	コ ー ル マ ネ ー	359
地 方 債	188,628	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	474,944
社 債	352,756	特 定 取 引 負 債	10,918
株 式	39,654	特 定 金 融 派 生 商 品	10,918
そ の 他 の 証 券	40,726	借 用 金	953,865
貸 出 金	9,356,833	借 入 金	953,865
割 引 手 形 付	188,316	外 国 為 替	86
手 形 貸 付	313,729	売 渡 外 国 為 替	86
証 書 貸 付	7,917,005	そ の 他 負 債	135,462
当 座 貸 越	937,782	未 払 法 人 税 等	9,141
外 国 為 替	15,708	未 払 費 用	7,119
外 国 他 店 預 け	6,624	前 受 収 益	8,851
買 入 外 国 為 替	1,146	従 業 員 預 り 金	3,857
取 立 外 国 為 替	7,937	金 融 派 生 商 品	1,238
そ の 他 資 産	54,979	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	7,446
前 払 費 用	4,513	リ ー ス 債 務	2
未 収 収 益	6,286	資 産 除 去 債 務	62
金 融 派 生 商 品	1,445	未 払 債 券 元 金	65,937
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	31,931	そ の 他 の 負 債	31,805
そ の 他 の 資 産	10,802	賞 与 引 当 金	4,410
有 形 固 定 資 産	42,716	退 職 給 付 引 当 金	19,758
建 物	16,235	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	59
土 地	23,260	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	11,541
リ ー ス 資 産	2	環 境 対 策 引 当 金	152
建 設 仮 勘 定	909	支 払 承 諾	103,433
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,308	支 払 承 諾	101,980
無 形 固 定 資 産	11,023	代 理 貸 付 保 証	1,452
ソ フ ト ウ ェ ア	9,476	負 債 の 部 合 計	11,841,098
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,547	（純資産の部）	
前 払 年 金 費 用	20,468	資 本 金	218,653
繰 延 税 金 資 産	40,095	危 機 対 応 準 備 金	150,000
支 払 承 諾 見 返	103,433	特 別 準 備 金	400,811
支 払 承 諾 見 返	101,980	資 本 剰 余 金	0
代 理 貸 付 保 証 見 返	1,452	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△236,578	利 益 剰 余 金	145,796
		利 益 準 備 金	20,612
		そ の 他 利 益 剰 余 金	125,184
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	501
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	75,112
		自 己 株 式	△1,038
		株 主 資 本 合 計	914,223
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,510
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	48
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,559
		純 資 産 の 部 合 計	937,782
資 産 の 部 合 計	12,778,881	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,778,881

第88期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		160,233
資	金 運 用 収 益	130,213	
	貸 出 金 利 息	119,161	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,253	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	570	
	買 現 先 利 息	0	
	預 け 金 利	1,330	
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	31	
	そ の 他 の 受 入 利 息	1,867	
役	務 取 引 等 収 益	11,798	
	受 入 為 替 手 数 料	1,549	
	そ の 他 の 役 務 収 益	10,248	
特	定 取 引 収 益	5,391	
	特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	36	
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	5,354	
そ	の 他 業 務 収 益	2,099	
	外 国 為 替 売 買 益	1,495	
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	604	
そ	の 他 経 常 収 益	10,730	
	債 却 債 権 取 立 益	70	
	株 式 等 売 却 益	1,372	
	そ の 他 の 経 常 収 益	9,288	
経	常 費 用		111,034
資	金 調 達 費 用	10,869	
	預 金 利 息	3,596	
	預 譲 渡 性 預 金 利 息	388	
	債 券 利 息	4,365	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	△31	
	売 現 先 利 息	54	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	38	
	借 用 金 利 息	2,416	
	そ の 他 の 支 払 利 息	41	
役	務 取 引 等 費 用	3,364	
	支 払 為 替 手 数 料	401	
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,963	
特	定 取 引 費 用	24	
	商 品 有 価 証 券 費 用	24	
そ	の 他 業 務 費 用	810	
	国 債 等 債 券 売 却 損	260	
	国 債 等 債 券 償 却 損	391	
	国 債 券 発 行 費 償 却 損	14	
	金 融 派 生 商 品 費 用	143	
営	そ の 他 経 常 費 用	81,685	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,926	
	貸 出 金 償 却 損	208	
	株 式 等 売 却 損	18	
	株 式 等 償 却 損	82	
	そ の 他 の 経 常 費 用	8,041	
経	特 常 別 利 損 益 失 分 損 失		49,199
	固 定 資 産 処 分 損 失	173	240
	減 損 損 失	66	
税	引 前 当 期 純 利 益		48,958
法	人 税、 住 民 税 等 調 整	14,160	
法	人 税 等	3,480	
法	人 税 等		17,640
当	期 純 利 益		31,318

第88期（平成28年4月1日から） 株主資本等変動計算書
平成29年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,712	541	49,570	49,150	118,975	△1,026	887,413
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,397	△4,497		△4,497
当期純利益				31,318	31,318		31,318
自己株式の取得						△11	△11
固定資産圧縮積立金の取崩		△39		39	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△39	—	25,961	26,821	△11	26,809
当期末残高	20,612	501	49,570	75,112	145,796	△1,038	914,223

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	21,695	—	21,695	909,108
当期変動額				
剰余金の配当				△4,497
当期純利益				31,318
自己株式の取得				△11
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,815	48	1,864	1,864
当期変動額合計	1,815	48	1,864	28,673
当期末残高	23,510	48	23,559	937,782

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(危機対応業務の要件確認における不正行為)

「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会による調査の結果、「不正行為が判明した口座」及び「不正行為の疑義を払拭できなかった口座」は合計で901件、貸出残高17,621百万円(平成29年2月末日時点)であり、このうち当金庫が特定した「危機対応業務の要件に該当しない口座」は423件、同8,616百万円であります。当該「危機対応業務の要件に該当しない口座」に係る利子補給金及び補償金等について、株式会社日本政策金融公庫へ速やかな返還等を行う必要があり、損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加等を含めた損失見込額は230百万円であります。

なお、上記の損失見込額については、当事業年度の計算書類等には計上しておりません。今後、調査未了の口座について外部の専門家も活用しながら継続調査を実施し、その結果追加的に判明した「危機対応業務の要件に該当しない口座」に係る影響を加味した上で、当該損失見込額を適切に計算書類等に計上いたします。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は58,415百万円、延滞債権額は354,016百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は72百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,222百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は429,726百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、189,462百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,166,254百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,866百万円
債券貸借取引受入担保金 474,944百万円
借入金 630,471百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券45,688百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金・敷金等2,172百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,084,929百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,035,759百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 62,801百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,477百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は178,216百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 13,845百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 6,735百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 38百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 18百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 81百万円 |
2. 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 5,181百万円 |
3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額7,807百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額7,178百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,005	71	－	10,076	(注)
合計	10,005	71	－	10,076	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	293

2. 満期保有目的の債券 (平成29年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	362,113	372,333	10,219
	地方債	15,257	15,292	34
	社債	20,542	20,802	259
	小計	397,914	408,428	10,514
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	69,575	68,821	△753
	社債	—	—	—
	小計	69,575	68,821	△753
合計		467,489	477,250	9,760

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	26,209	8,410	17,799
	債券	895,257	885,936	9,321
	国債	559,231	552,350	6,880
	地方債	61,916	61,416	500
	社債	274,109	272,169	1,939
	その他	35,727	27,986	7,740
	小計	957,195	922,333	34,861
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	912	1,159	△246
	債券	99,982	100,772	△789
	国債	—	—	—
	地方債	41,878	42,285	△407
	社債	58,104	58,486	△382
	その他	10,515	10,516	△1
	小計	111,411	112,448	△1,037
合計		1,068,606	1,034,782	33,823

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	9,090
その他	0
合計	9,090

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,889	1,370	13
債券	336,822	576	260
国債	336,822	576	260
その他	11,564	29	5
合計	350,276	1,976	278

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、391百万円（うち、社債391百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	60,475百万円
その他	11,510
繰延税金資産小計	71,985
評価性引当額	△20,417
繰延税金資産合計	51,567
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,312
子会社株式	701
固定資産圧縮積立金	219
前払年金費用	216
その他	21
繰延税金負債合計	11,472
繰延税金資産の純額	40,095百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 177円79銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 14円38銭

第88期末（平成29年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,722,831	預 金	5,103,175
コールローン及び買入手形	57,723	譲 渡 性 預 金	272,855
買入金銭債権	26,127	債 券	4,743,721
特定取引資産	20,485	コールマネー及び売渡手形	359
有 価 証 券	1,539,789	債券貸借取引受入担保金	474,944
貸 出 金	9,343,501	特 定 取 引 負 債	10,918
外 国 為 替	15,708	借 用 金	1,015,805
そ の 他 資 産	146,301	外 国 為 替	86
有形固定資産	43,854	そ の 他 負 債	142,457
建 物	16,795	賞 与 引 当 金	4,637
土 地	23,791	退職給付に係る負債	25,378
リ ー ス 資 産	1	役員退職慰労引当金	90
建設仮勘定	909	睡眠債券払戻損失引当金	11,541
その他の有形固定資産	2,356	環 境 対 策 引 当 金	152
無形固定資産	10,958	そ の 他 の 引 当 金	75
ソフトウェア	9,388	繰 延 税 金 負 債	49
その他の無形固定資産	1,569	支 払 承 諾	103,466
退職給付に係る資産	4,452	負債の部合計	11,909,714
繰延税金資産	47,414	（純資産の部）	
支払承諾見返	103,466	資 本 金	218,653
貸倒引当金	△237,584	危 機 対 応 準 備 金	150,000
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	154,131
		自 己 株 式	△1,038
		株主資本合計	922,557
		その他有価証券評価差額金	23,540
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	48
		退職給付に係る調整累計額	△14,625
		その他の包括利益累計額合計	8,964
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純資産の部合計	935,318
資産の部合計	12,845,033	負債及び純資産の部合計	12,845,033

第88期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	195,376
	資 金 運 用 収 益	130,197
	貸 出 金 利 息	119,142
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,255
	コールドローン利息及び買入手形利息	570
	買 現 先 利 息	0
	預 け 金 利 息	1,330
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	31
	そ の 他 の 受 入 利 息	1,868
	役 務 取 引 等 収 益	12,338
	特 定 取 引 収 益	5,391
	そ の 他 業 務 収 益	36,783
	そ の 他 経 常 収 益	10,665
	償 却 債 権 取 立 益	70
	そ の 他 の 経 常 収 益	10,595
経	常 費 用	144,499
	資 金 調 達 費 用	11,023
	預 金 利 息	3,595
	譲 渡 性 預 金 利 息	388
	債 券 利 息	4,364
	コールドマネー利息及び売渡手形利息	△31
	売 現 先 利 息	54
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	38
	借 用 金 利 息	2,571
	そ の 他 の 支 払 利 息	41
	役 務 取 引 等 費 用	3,414
	特 定 取 引 費 用	24
	そ の 他 業 務 費 用	32,816
	営 業 経 費	82,951
	そ の 他 経 常 費 用	14,269
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,909
	そ の 他 の 経 常 費 用	8,360
経	常 利 益	50,876
特	別 利 益	2
	固 定 資 産 処 分 益	2
特	別 損 失	241
	固 定 資 産 処 分 損	174
	減 損 損 失	66
	税金等調整前当期純利益	50,638
	法人税、住民税及び事業税	14,639
	法人税等調整額	3,552
	法人税等合計	18,192
	当期純利益	32,445
	非支配株主に帰属する当期純利益	3
	親会社株主に帰属する当期純利益	32,442

第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	126,186	△1,026	894,624
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					32,442		32,442
自己株式の取得						△11	△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	27,944	△11	27,932
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	154,131	△1,038	922,557

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	21,722	—	△16,245	5,477	3,796	903,898
当期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益						32,442
自己株式の取得						△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,818	48	1,619	3,486	—	3,486
当期変動額合計	1,818	48	1,619	3,486	—	31,419
当期末残高	23,540	48	△14,625	8,964	3,796	935,318

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(危機対応業務の要件確認における不正行為)

「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会による調査の結果、「不正行為が判明した口座」及び「不正行為の疑義を払拭できなかった口座」は合計で901件、貸出残高17,621百万円(平成29年2月末日時点)であり、このうち当金庫が特定した「危機対応業務の要件に該当しない口座」は423件、同8,616百万円であります。当該「危機対応業務の要件に該当しない口座」に係る利子補給金及び補償金等について、株式会社日本政策金融公庫へ速やかな返還等を行う必要があり、損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加等を含めた損失見込額は230百万円であります。

なお、上記の損失見込額については、当連結会計年度の連結計算書類には計上しておりません。今後、調査未了の口座について外部の専門家も活用しながら継続調査を実施し、その結果追加的に判明した「危機対応業務の要件に該当しない口座」に係る影響を加味した上で、当該損失見込額を適切に連結計算書類に計上いたします。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 10百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は58,415百万円、延滞債権額は354,017百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は72百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,222百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は429,728百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、189,462百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,166,254百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,866百万円
債券貸借取引受入担保金	474,944百万円
借入金	630,471百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券45,688百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金31,931百万円、保証金・敷金等2,259百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,066,129百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,016,958百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 68,137百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,477百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は178,216百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額7,807百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却212百万円、株式等償却82百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額7,178百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,005	71	—	10,076	(注)
合計	10,005	71	—	10,076	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益剰余金	1.0円(注1)	平成29年 3月31日	平成29年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円		3.0円		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成29年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で636百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。平成28年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成29年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で18,158百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成29年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が3,257百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベーシス・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当役員に、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,722,831	1,722,831	—
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	3,298	3,298	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	467,489	470,985	3,495
その他有価証券	1,063,168	1,063,168	—
(4) 貸出金	9,343,501		
貸倒引当金（*1）	△234,631		
	9,108,870	9,189,447	80,576
資産計	12,365,659	12,449,731	84,072
(1) 預金	5,103,175	5,105,287	2,112
(2) 譲渡性預金	272,855	272,851	△3
(3) 債券	4,743,721	4,745,597	1,876
(4) 債券貸借取引受入担保金	474,944	474,944	—
(5) 借入金	1,015,805	1,017,318	1,512
負債計	11,610,501	11,615,999	5,498
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,407	6,407	—
ヘッジ会計が適用されているもの	69	69	—
デリバティブ取引計	6,476	6,476	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	9,131
② その他	0
合 計	9,131

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について82百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	293

2. 満期保有目的の債券（平成29年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	362,113	372,333	10,219
	地方債	15,257	15,292	34
	社債	20,542	20,802	259
	小計	397,914	408,428	10,514
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	69,575	68,821	△753
	社債	—	—	—
	小計	69,575	68,821	△753
合計		467,489	477,250	9,760

3. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	26,289	8,446	17,842
	債券	895,257	885,936	9,321
	国債	559,231	552,350	6,880
	地方債	61,916	61,416	500
	社債	274,109	272,169	1,939
	その他	35,727	27,986	7,740
	小計	957,274	922,369	34,904
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	912	1,159	△246
	債券	99,982	100,772	△789
	国債	—	—	—
	地方債	41,878	42,285	△407
	社債	58,104	58,486	△382
	その他	10,515	10,516	△1
	小計	111,411	112,448	△1,037
合計		1,068,685	1,034,818	33,866

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,889	1,370	13
債券	336,822	576	260
国債	336,822	576	260
その他	11,564	29	5
合計	350,276	1,976	278

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、391百万円（うち、社債391百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 174円92銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 14円90銭

第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 附属明細書

平成29年5月18日作成
平成29年6月7日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 安達 健祐

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 (注1)
有形固定資産							
建物	15,665	2,096	(28) 103	1,423	16,235	(9) 53,642	76.76%
土地	23,309	—	(36) 48	—	23,260	(25) 25	—
リース資産	4	—	—	2	2	8	77.94%
建設仮勘定	607	1,959	1,656	—	909	—	—
その他の有形固定資産	2,383	975	(0) 16	1,034	2,308	(0) 9,160	82.39%
有形固定資産計	41,970	5,031	(66) 1,825	2,460	42,716	(35) 62,837	60.25%
無形固定資産							
ソフトウェア	11,675	2,150	—	4,348	9,476	12,067	56.01%
その他の無形固定資産	1,097	1,042	592	0	1,547	182	58.46%
無形固定資産計	12,772	3,192	592	4,349	11,023	12,249	56.04%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。
2. () 内は、減損会計に伴い帳簿価額を減額したものです。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
利付債(5年債)	2,965,668	2,859,721	△105,947
利付債(1年債)	77,500	—	△77,500
利付債(3年債)	1,534,600	1,521,000	△13,600
利付債(10年債)	239,100	363,400	124,300
合計	4,816,868	4,744,121	△72,747
うち政府引受	—	—	—

(注) 政府保証債は発行していません。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当期減少額		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他 (注)		
貸倒引当金	260,244	71,563	29,592	65,637	236,578	
一般貸倒引当金	65,637	57,347	—	65,637	57,347	
個別貸倒引当金	194,607	14,216	29,592	—	179,231	
賞与引当金	4,400	4,410	4,400	—	4,410	
役員退職慰労引当金	99	22	62	—	59	
睡眠債券払戻損失引当金	5,257	7,178	894	—	11,541	
環境対策引当金	158	—	4	1	152	
計	270,159	83,174	34,954	65,638	252,741	

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による戻入65,637百万円であります。環境対策引当金の当期減少額（その他）は、引当超過による戻入1百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
資本金	218,653	218,653	—
危機対応準備金	150,000	150,000	—
特別準備金	400,811	400,811	—
利益準備金	19,712	20,612	899

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給料・手当	38,816
退職給付費用	4,959
福利厚生費	293
減価償却費	6,809
土地建物機械賃借料	5,060
営繕費	2,387
消耗品費	844
給水光熱費	702
旅費	729
通信費	979
広告宣伝費	1,542
諸会費・寄付金・交際費	1,076
租税公課	5,618
その他	11,864
計	81,685

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	岡村 正	日本商工会議所 東京商工会議所 株式会社インターネットイニシアティブ 株式会社 I H I	名誉会頭 名誉会頭 取締役（社外取締役） 取締役（社外取締役） （平成28年6月24日退任）	
取締役	小島 順彦	三菱商事株式会社 三菱重工業株式会社 武田薬品工業株式会社	取締役相談役 （平成28年6月24日退任） 取締役（社外取締役） （平成28年6月23日退任） 取締役（社外取締役） （平成28年6月29日退任）	
監査役	本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士	

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一 昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会による調査の結果を受けて、自ら特定した損失見込額について、当事業年度の計算書類等に計上していない。今後、調査未了の口座について外部の専門家も活用しながら継続調査を実施し、その結果追加的に判明した影響を加味した上で、当該損失見込額を適切に計算書類等に計上するとしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一 昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会による調査の結果を受けて、自ら特定した損失見込額について、当連結会計年度の連結計算書類には計上していない。今後、調査未了の口座について外部の専門家も活用しながら継続調査を実施し、その結果追加的に判明した影響を加味した上で、当該損失見込額を適切に連結計算書類に計上するとしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行について、事業報告に記載の通り、危機対応業務の要件確認における不正行為により、主務省から行政処分を受けました。監査役会としては、今後、同処分の対応状況を注視すると共に、再発防止の取り組みについて監視及び検証してまいります。
上記不正行為を除き、取締役の職務の執行について、特に指摘すべき事項は認められませんでした。
- ③ 業務の適正を確保する体制について、事業報告に記載の通り、管理態勢が不十分であったこと等から、危機対応業務の要件確認における不正行為により、主務省から行政処分を受けました。監査役会としては、これまで本件に関し、随時報告を受け、状況を注視すると共に当金庫をあげて再発防止に努めていることを確認しています。今後、同処分を受け、問題の所在や根本原因の特定等の対応状況を注視すると共に、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化の取り組みについて監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役 清水 謙之 ⑩

常勤監査役(社外監査役) 亀水 晋 ⑩

監査役 加藤 隆一 ⑩

監査役(社外監査役) 本橋 美智子 ⑩